

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人祥陽会（以下「当法人」という。）の定款第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に対しての報酬については、支給しない。

2 評議員に対しての報酬については、支給しない。

(報酬等の額)

第4条 当法人は、役員に対しての報酬等の額は、無報酬とする。

2 評議員に対しての報酬等の額は、無報酬とする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和6年6月9日から実施する。